



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

111	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	1
112	南紀用土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
113	保安林の指定	(森林整備課).....	4
114	保安林の指定予定の通知	( " ).....	4
115	〃	( " ).....	5
116	〃	( " ).....	5
117	〃	( " ).....	6
118	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	6
119	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課).....	6
120	基本測量の終了	( " ).....	7
121	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	7
122	平成26年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	7
123	平成26年度和歌山県立図書館資料(逐次刊行物)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	( " ).....	9
<h3>○ 公告</h3>			
	入札公告	(教育委員会).....	11
	〃	( " ).....	14
<h3>○ 監査公表</h3>			
	監査公表第4号		..... 17
<h3>○ 正誤</h3>			
	平成26年1月7日付け和歌山県報第2519号和歌山県告示第10号中		..... 25

## 告 示

### 和歌山県告示第111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロ国体道路店

和歌山県和歌山市小雑賀704 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均  
和歌山県和歌山市南桶屋町7
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均  
和歌山県和歌山市南桶屋町7
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,576㎡
- 6 駐車場の収容台数  
121台
- 7 駐輪場の収容台数  
31台
- 8 荷さばき施設の面積  
48㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
12.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後8時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後8時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午前10時まで
- 14 届出年月日  
平成26年1月24日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成26年2月7日から同年6月9日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南紀用土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 就任した役員（平成26年1月20日就任）

職名	氏名	住所
理事	上田貴吉	日高郡みなべ町筋228番地
理事	武田光央	日高郡みなべ町徳蔵229番地内第1
理事	團栗敏夫	日高郡みなべ町熊岡120番地
理事	大面孝	日高郡みなべ町晩稲1524番地3
理事	竹中由郎	日高郡みなべ町晩稲340番地
理事	久保賢一	日高郡みなべ町東本庄284番地
理事	丸山正巳	日高郡みなべ町西本庄1275番地
理事	岩本進	日高郡みなべ町西本庄132番地
理事	萩野幸一	日高郡みなべ町埴田1717番地
理事	形部榮一	日高郡みなべ町山内852番地
理事	前田信治	日高郡みなべ町気佐藤413番地
理事	松川嘉之	日高郡みなべ町東岩代614番地1
理事	中井清次	日高郡みなべ町西岩代1580番地
理事	山崎義秋	田辺市芳養町1881番地
理事	橋本謙治	田辺市上芳養537番地の1
理事	芝本喜生	田辺市中芳養1687番地
理事	宮本正信	田辺市稲成町3006番地
理事	杉若陽一	田辺市上秋津4223番地の2
理事	大久保博司	日高郡みなべ町谷口604番地1
理事	谷本吉弘	日高郡みなべ町埴田17番地
理事	田中秀章	田辺市秋津町189番地の2
監事	植野敏彦	日高郡みなべ町東本庄1253番地
監事	寺柿利彦	日高郡みなべ町西岩代1203番地
監事	松下宗生	田辺市芳養町3781番地

## 2 退任した役員(平成26年1月19日退任)

職名	氏名	住所
理事	上田貴吉	日高郡みなべ町筋228番地
理事	大野寿一	日高郡みなべ町徳蔵242番地4
理事	岡崎光雄	日高郡みなべ町熊岡250番地6
理事	大面孝	日高郡みなべ町晩稲1524番地3
理事	竹中由郎	日高郡みなべ町晩稲340番地
理事	久保賢一	日高郡みなべ町東本庄284番地
理事	井上浩一	日高郡みなべ町西本庄1227番地
理事	井口修一	日高郡みなべ町西本庄126番地
理事	萩野幸一	日高郡みなべ町埴田1717番地
理事	形部榮一	日高郡みなべ町山内852番地
理事	前田信治	日高郡みなべ町気佐藤413番地
理事	松川嘉之	日高郡みなべ町東岩代614番地1
理事	中井清次	日高郡みなべ町西岩代1580番地
理事	山崎義秋	田辺市芳養町1881番地
理事	辻田文雄	田辺市上芳養225番地
理事	上舎勲	田辺市中芳養1178番地
理事	宮本正信	田辺市稲成町3006番地

理事	杉若陽一	田辺市上秋津4223番地の2
理事	大久保博司	日高郡みなべ町谷口604番地1
理事	福嶋武彦	日高郡みなべ町埴田120番地
理事	田中秀章	田辺市秋津町189番地の2
監事	二葉彰	日高郡みなべ町東本庄1737番地37
監事	寺柿利彦	日高郡みなべ町西岩代1203番地
監事	松下宗生	田辺市芳養町3781番地

### 和歌山県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市秋津川字串崎463の1（次の図に示す部分に限る。）、463の2、466の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字串崎463の1（次の図に示す部分に限る。）、463の2、466の1
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第114号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第115号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町平治川字小松261の1から261の3まで、262の1、262の2、266の1から266の3まで、字前平268の1、268の2、字野平366、字井谷728から731まで、732の1、732の2、733から743まで、743の1、744から746まで、746の1、746の2、747の1、747の2、字野平750、750の1、750の2、750の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備えて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第116号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市西大谷字本田垣内213の1から213の19まで、214、215の1から215の3まで、216から222まで、222の1、222の2、字岩谷227から229まで、231、244の2から244の4まで、245、246の1、246の2、字竹ノ裕247、247の1、248、249の1から249の3まで、250、259の1、259の2、260の1から260の4まで、262の1、262の2、263の1から263の3まで、264、字中村垣内305、307の3、309、309の1、309の2、310、310の1、311、311の1、312の1、312の2、313から315まで、315の1、315の2、316から319まで、字沼田ノ谷320、320の1、321、322の1、322の2、323から337まで、338から340まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、341、342（次の図に示す部分に限る。）、343、344、345から347まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、348、349の1（次の図に示す部分に限る。）、349の2、350・351（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、352の1、352の2、353の1、353の2、354の1（次の図に示す部分に限る。）、354の2、354の3（次の図に示す部分に限る。）、355、356の1から356の3まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第117号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市南檜杖字土ノ河648の31
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字土ノ河648の31（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第118号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町須江に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	須江曳縄

**和歌山県告示第119号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をする年月日 平成26年2月8日
- 2 処分を受ける者

- (1) 商号 株式会社セイシン
- (2) 代表者氏名 佐藤竜史
- (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市井ノ口381番地の9
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-25）第16343号

### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

### 4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

### 5 期間

平成26年2月8日から同月10日までの3日間

### 6 処分の原因となった事実

株式会社セイシンは、建設業許可を有していない期間のうち、平成25年1月30日から同年6月10日までの間に、建設業法第3条第1項の政令で定める軽微な建設工事を超える建設工事を計4件請け負った。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

## 和歌山県告示第120号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 平成25年7月1日から平成26年1月20日まで
- 3 作業地域 田辺市、新宮市、西牟婁郡のうち白浜町、上富田町及びびすさみ町並びに東牟婁郡のうち那智勝浦町、太地町及び串本町

## 和歌山県告示第121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地すべり
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
東畑（387）
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共

団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成26年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事業

平成26年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができるかと認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
  - エ 印鑑証明書
  - オ 財務諸表（個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
  - カ 使用印鑑届
  - キ 納税証明書
  - ク 誓約書
  - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）



コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

- (2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成26年2月7日（金）から同月20日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成26年2月20日（木）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

##### (2) 日時

平成26年2月14日（金）午後3時から

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年2月14日（金）から同月20日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
郵便番号 641-0051  
電話番号 073-436-9500  
ファクシミリ番号 073-436-9501

#### 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年2月28日（金）までに通知する。

#### 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成26年3月7日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年3月18日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成26年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 入札に付する事業

平成26年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
  - エ 印鑑証明書
  - オ 財務諸表（個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
  - カ 使用印鑑届
  - キ 納税証明書
  - ク 誓約書
  - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書
- (2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成26年2月7日（金）から同月20日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成26年2月20日（木）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 4 資格審査説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

## (2) 日時

平成26年2月14日（金）午後2時から

## 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年2月14日（金）から同月20日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

## 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

## 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

## 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年2月28日（金）までに通知する。

## 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成26年3月7日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年3月18日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

---

**公 告**

---

**入 札 公 告**

平成26年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成26年度

## (2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式

## (3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

## (4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第122号に規定する和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 日時

平成26年2月7日（金）から同月20日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年2月20日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

(2) 日時

平成26年2月14日（金）午後3時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

イ 入札日時

平成26年3月25日（火）午後2時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便により入札書の提出を行う者は、書留郵便により一般競争入札の参加資格があることを確認さ

れた旨の通知書の写しを同封の上、平成26年3月25日（火）午後2時30分までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

入札者は、資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の（1）に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ア 名称  
和歌山県立図書館総務課
- イ 所在地  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
郵便番号 641-0051  
電話番号 073-436-9500  
ファクシミリ番号 073-436-9501

- (2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成26年2月和歌山県議会定例会において、平成26年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : The material delivery business of Wakayama prefectural library : 1 set
- (2) Date and time for tender : 2:30 P.M. Tuesday 25 March 2014
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama prefectural library, 1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City 641-0051 Japan  
TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)

## 入札公告

平成26年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年2月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成26年度
- (2) 調達物品の名称及び数量  
和歌山県立図書館納入資料（逐次刊行物） 一式
- (3) 調達物品の仕様等  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館  
田辺市新庄町3353-9  
和歌山県立紀南図書館
- (5) 納入期間  
平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第123号に規定する和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 日時

平成26年2月7日（金）から同月20日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年2月20日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

(2) 日時

平成26年2月14日（金）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

イ 入札日時

平成26年3月25日（火）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便により入札書の提出を行う者は、書留郵便により一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年3月25日（火）午後2時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料（逐次刊行物）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（逐次刊行物）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（逐次刊行物）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料（逐次刊行物）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成26年2月和歌山県議会定例会において、平成26年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。



15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : The material delivery business of Wakayama prefectural library : 1 set
- (2) Date and time for tender : 2:00 P.M. Tuesday 25 March 2014
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama prefectural library, 1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City 641-0051 Japan  
TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

平成25年4月2日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成26年2月7日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
 和歌山県監査委員 岸 本 健  
 和歌山県監査委員 森 礼 子

- 1 包括外部監査の特定事件  
業務委託契約に関する財務事務について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>第4 委託契約の管理方法等、全般的事項に対する結果及び意見</p> <p>1. 業務委託契約に関する契約管理のあり方について (P41 指摘①) 【会計局総務事務集中課】</p> <p>① 委託先選定結果（入札結果）情報の公開漏れについて</p> <p>平成23年度における役務調達公開システムにおける入札結果公開状況を確認したところ、条件付き一般競争入札525件中24件、簡易公開調達1,532件中60件について委託先選定結果（落札結果）が公開されていないことが判明した。</p> <p>結果公開が漏れた理由としては、各課担当者によるシステム上の処理操作を失念していたことによる、とのことである。</p> <p>また、その他にも委託先が実際に決定されてから結果が公開されるまでに1ヶ月以上の期間を経ているものも見受けられた。</p> <p>結果公開の実施は、契約事務手続きの透明性を確保するための重要な手続きであり、適時かつ網羅的に実施すべきものである。各課への結果公開手続きの周知徹底を図るとともに、結果公開の状況について、管轄部署である総務事務集中課によるモニタリングを実施することが必要である。</p> <p>3. 情報システム調達ガイドラインの運用について (P45 指摘②) 【企画政策局情報政策課】</p> <p>① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について</p> <p>現時点における運用状況について確認したところ、「システム導入事前協議要領」に基づく事前協議の過程で、現状分析の実施や費用対効果の事前検証は実施されているが、「ガイドライン」で</p>	<p>条件付き一般競争入札及び簡易公開調達の落札結果の公表漏れを起こす課及びかいは発生しないよう、平成25年1月に「役務の調達事務マニュアル」を作成して落札結果公表事務を定型化させるとともに、入札事務の説明会を開催（平成25年1月9日、同月10日、同年8月23日及び同月27日）した。</p> <p>さらに、落札結果の公表漏れを防止するため、役務調達等公開システムの落札結果公表の入力画面の写しを支出負担行為（契約）決議書に添付させ、会計課及び振興局会計主幹が確認するほか、平成24年8月からは、総務事務集中課が1か月ごとに役務調達等公開システムで全案件を確認し、落札結果未公表のものについては注意することとした。</p> <p>平成25年度において、システム導入協議の際に「情報システム調達ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）所定の様式による各種資料の提出を義務付けるように「システム導入事前協議要領」の改正（平成25年</p>

要求されている所定の資料は作成されておらず、「ガイドライン」に従った事後的な評価(システム構築目的の達成状況、費用対効果の達成状況)は行われていない。

「ガイドライン」の周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであり、平成24年度において「ガイドライン」に係る説明会を開催して、周知徹底を図っている。

また、平成25年度からは、システム導入協議に合わせて、事前協議書の提出2ヶ月前から段階的に「ガイドライン」所定の様式による各種資料を提出させることにより、「ガイドライン」の運用定着を図っていくことを予定している。さらに、既存システムについても「ガイドライン」で要求されている事後的な評価を実施する予定とのことである。

上記の通り、定着に向けた取り組みに着手されているが、「ガイドライン」が制定されてから5年以上が経過しており、迅速な対応がなされていない。上記取り組みを確実に遂行し、早急に、県が管理する情報システムについて、「ガイドライン」に従った運用を行っていくことが必要である。

#### 4. 検査調書の作成及び回付について (P46 指摘③)

##### 【会計局会計課】

##### ① 検査調書作成の徹底と、前金払のケースにおける会計課への回付について

「検査調書」は、委託契約の履行確認を実施したことを示す重要な資料であるが、一部の委託契約において、「検査調書」が作成されていないものがあつた。これは担当者が「検査調書」作成義務を承知していなかったこと、または、前金払のケースにおいては「検査調書」の作成は不要であると誤解していたこと、といった理由によるものである。

「検査調書」作成の趣旨を適切に理解し、作成を徹底するとともに、支払を行う会計課においても適切に確認を行う必要がある。

また、委託料の後払いのケースにおいては、会計課が支払を行う前提として委託契約の履行確認が完了していることを「検査調書」により確認を行っているが、前金払のケースにおいては、委託料は既に支払われているため、「検査調書」が作成されたとしても、支払を行う会計課には回付される仕組みとはなっていない。

事後的にはあるが、支払の妥当性を会計課が確認するように、前金払のケースにおいても「検査調書」を必ず会計課に回付する仕組みに変更する必要がある。

#### 第5 個別委託契約事務に対する結果及び意見

##### 【1】外郭団体との契約事務

##### 1. 和歌山県広域災害・救急医療情報システムの管理及び運営業務 (P47 指摘④) 【健康局医務課】

##### ① 再委託の未申請について

再委託については、契約書第12条において、原則として禁止であるが、事前に県の書面による承諾を得た場合は可能とされている。当契約において、システムメンテナンス業務が県医師会及び歯科医師会に再委託されているが、県の書面による承諾は行われていなかった。

9月24日施行)を行った。

また、本改正について説明会を開催し、「ガイドライン」に従った運用について周知徹底を図るとともに、情報システム調達に係る予算要求時に、「ガイドライン」が要求する資料の整備を含めたシステム導入事前協議が適切になされているか確認できる体制を構築し、「ガイドライン」運用の徹底を図った。

検査調書については、作成趣旨を適切に理解するよう、会計事務研修を実施して周知徹底した。

委託料の全額を前金払するケースについては、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)等を改正し、平成25年4月からは、委託契約の履行確認後に検査調書を会計課に回付するよう改め、会計課において検査調書を確認することとした。

再委託の承認について、委託契約書に基づき、適切な手続を実施するよう徹底するとともに、委託先の公益財団法人和歌山県救急医療情報センターに対して指導を行った。

なお、平成24年度から書面による再委託の事前承認を行っている。

契約書に基づき、再委託に関する事前の申請を求め、その是非について判断する必要がある。

2. 地域医療支援センター運営事業 (P48 指摘⑤)

【健康局医務課】

① 事業計画書の未入手について

委託契約書第8条において、「委託事業開始時点には、委託者は県に対して事業計画書、収支予算書等を提出する」とこととされているが、実際には事業計画書等の入手は行われていなかった。

委託事業終了時点においては実績報告書を入力しているものの、事業計画書がないことから計画と実績との比較が行うことができず、適切な履行確認が出来ていないと考えられる。

委託事業開始時点において事業計画書を入力し、その妥当性について検証したうえで、委託事業終了時点では実績との比較を行うことにより、委託業務実施状況に対する評価を含めた履行確認を適切に実施することが必要である。

7. 紀の川流域下水道の維持管理委託契約 (P55 指摘

⑥) 【河川・下水道局下水道課】

① 再委託の未承認について

再委託については、基本協定書第7条において、県の承認が必要とされている。現在、汚泥の最終処理業務等を再委託しているが、これに関して内部での決裁が取られておらず、県の承認がなされていない。また、事後的な再委託の実績確認についても実施されていない。今後、再委託について事前承認を行うとともに再委託の実績を把握し、事前承認のない再委託が行われていないこと及び再委託金額の妥当性を検討するために、実績確認を行う必要がある。

8. 紀の川中流域下水道の維持管理委託契約 (P56 指摘⑦) 【河川・下水道局下水道課】

① 再委託の未承認について

再委託については、基本協定書第7条において、県の承認が必要とされている。現在、汚泥の最終処理業務等を再委託しているが、これに関して内部での決裁が取られておらず、県の承認がなされていない。また、事後的な再委託の実績確認についても実施されていない。今後、再委託について事前承認を行うとともに再委託の実績を把握し、事前承認のない再委託が行われていないこと及び再委託金額の妥当性を検討するために、実績確認を行う必要がある。

11. 平成23年度認知症疾患医療センター運営事業実施業務委託契約 (P61 指摘⑧) 【福祉保健政策局障害福祉課】

① 仕様書変更手続の不備について

業務仕様書の「5.業務内容(4) かかりつけ医等への研修の開催」において、「研修に要する費用のうち、特別旅費、需用費、使用料及び賃借料については、金102千円を限度として研修の受講者又は受託者が負担するものとする」と記載されている。しかし、委託業務として実施する研修において受託者が費用を負担する合理的な理由がないとして、年度内に県が費用を負担することを決定し、契約金額を変更しているが、仕様書の変更手続を経ることなく委託料を増額している。

業務内容が当初の仕様書から変更となる場合は、仕様書の正式な変更手続を行う必要がある。

事業計画書等について委託契約書に基づき、事業開始時点で入手することとした。

再委託の内容については、維持管理委託業務に係る予算編成時に、指定管理者である公益財団法人和歌山県下水道公社にヒアリングを実施し、詳細を把握するとともに、平成24年度から事前承認を書面により行っている。また、事後確認については、平成25年度から、実績報告に際して必要な関係書類の提出について協定書に記載することとした。

再委託の内容については、維持管理委託業務に係る予算編成時に、指定管理者である公益財団法人和歌山県下水道公社にヒアリングを実施し、詳細を把握するとともに、平成24年度から事前承認を書面により行っている。また、事後確認については、平成25年度から、実績報告に際して必要な関係書類の提出について協定書に記載することとした。

平成24年度から年度途中での業務内容変更については、仕様書の変更手続を行うこととした。

② 契約金額変更承認書類の記載内容の不備について

県では、平成23年9月に発生した台風の影響により、仕様書に記載された認知症患者医療連携協議会及びかかりつけ医等への研修の開催回数が減少したことに伴い、平成24年3月において再度見積りを徴取し委託費の契約金額を変更している。しかし、変更内容には、県全域協議会開催回数の減少による委託料の減額だけでなく、通常の事業運営の中で予算と乖離した、需用費の増額等が含まれているが、承認書類には委託料減額以外の変更内容は記載されていないまま決裁されている。

契約金額の変更については、変更理由や変更内容を承認書類に明確に記載し、変更理由が合理的であるか、また、変更内容が妥当であるかについて慎重な検討を行った上で決裁する必要がある。

17. 和歌山県国際交流センターの指定管理に係る業務委託 (P69 指摘⑨) 【企画政策局文化国際課】

① 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第97条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。なお、当契約は委託料を前金払するものであり、検査調書が作成されたとしても、前金払のケースにおいては、検査調書は支払を行う会計課には回付される仕組みとはなっていない。後払いのケースでは、会計課が支払を行う前提として委託契約の履行確認が完了していることを検査調書により確認を行っているが、前金払のケースではそのような回付の仕組みがないため、委託契約の履行確認が完了していることを会計課が確認する機会がない。

事後的にはあるが、支払の妥当性を会計課が確認できるように、前金払のケースにおいても検査調書を会計課に回付するよう仕組みを変更する必要がある。

18. 和歌山県臓器移植連絡調整者設置事業 (P70 指摘⑩) 【健康局業務課】

① 適切な契約の締結について

県は、災害対策本部を、委託先である角膜・腎臓移植推進協会の入居している県庁南別館に設置することになり、同協会に移転を依頼した。県は、同協会に対してその引越し費用を負担したが、簡便的に支払いを行うために本委託契約の変更契約として引越し費用の負担契約をしているが、本契約と当引越し費用の関連性は無い。

正しい費目での支払いを行うために、県は、引越し費用について本契約とは別個の契約を締結すべきであった。

【2】施設管理に関する契約事務

8. 和歌山県発達障害者支援センター運営事業委託契約 (P82 指摘⑪) 【福祉保健政策局障害福祉課】

① 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第97条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要で

平成24年度から、契約金額の変更が必要な場合は、変更理由及び変更内容等を承認書類に明確に記載し、その理由、内容等が合理的及び妥当であるか検討した上で決裁することとした。

前金払について、和歌山県財務規則の遵守徹底を行い、適正な処理に努め、履行確認を確実に実施するため、検査調書を作成するよう改めた。

なお、委託料の全額を前金払するケースについては、委託契約の履行確認後に検査調書を会計課に回付し、その確認を受けるようにした。

委託契約と関係のない内容については別契約とし、今後は適切に契約を締結することとした。

平成24年度の委託契約から、検査調書については、和歌山県財務規則第97条に基づき作成しており、今後適切に履行確認を行う。

ある。

10. 和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森の管理業務委託契約 (P84 指摘⑫) 【森林・林業局森林整備課】

① 再委託の未承認について

県では、再委託については基本協定書第17条において県の承認を得ることとしているが、再委託の申請は行われておらず、指定管理者選定時の事業計画において委託予定業務の内容が記載されているのみである。再委託については経済性や業務の質の確保の観点から事前の承認を規定しているものであり、現状の方法では不十分であると言える。

再委託については、県が承認する際の判断材料として十分なレベルの申請・承認が必要である。例えば、再委託業務について業務内容・再委託先・再委託金額等を示し、県の承認を得ることが考えられる。

また、実施に際して承認が必要とされている再委託の業務について実績の報告を入手していない。申請と異なる再委託が行われていないかの確認を行うことも検討すべきである。

② 変更事業計画の未承認について

年度中に根来山げんきの森倶楽部より事業計画の変更の申請があったが、これについて県では供覧として決裁権限者である担当課長まで閲覧しているが、正式な決裁を経て承認通知文書の発行を行っていなかった。

変更内容が自主事業の追加であり、また追加された事業が一時的なイベントの実施であったことから、正式な文書通知を省略したとのことであったが、事業計画の変更は重要な事項であり、正式な決裁を経た上で承認について文書通知すべきである。

11. 護摩壇山森林公園管理業務委託契約 (P86 指摘⑬) 【森林・林業局森林整備課】

① 事業計画の変更の未申請について

平成23年度事業計画の提出当初は、自主事業としての食堂の運営を実施しないとしていたが、利用者の便宜を考慮して平成23年度中に食堂の運営を自主事業として実施することとなった。これについて口頭で田辺市から報告があったのみで、事業計画の変更申請を行っていなかった。

事業計画の変更については、変更申請及び承認の正式な手続を経る必要がある。

12. 和歌山県体力開発センター運営管理に関する年度協定 (P87 指摘⑭) 【生涯学習局スポーツ課】

① 収支計算書の正確な記載について

県は、「和歌山県体力開発センター運営管理に関する基本協定書」に基づき、年度終了後に、スポーツ振興財団から事業報告書を入手しており、この中には収支の状況を示した「収支計算書」が含まれている。

「収支計算書」の記載内容を確認すると、収支差額が0となるように、「その他の経費」が収入と支出の差額として記載されているが、「その他の経費」の内容についての詳細は不明とのことであった。

当監査での質問を受けて、県からスポーツ振興財団に対して当該「その他の経費」の内訳について確認したところ、「その他の経費」の内訳の中

平成25年度から業務の再委託については、指定管理者より各再委託業務の委託先、業務内容等について再委託の承認申請書を提出させ、内容等を審査した上で書面により承認を行うこととした。また、各年度終了後、年度業務報告書とあわせて各業務の委託契約書等の写しを指定管理者より提出させ、業務の再委託が適正に行われているか確認を行うこととした。

指定管理業務については、当該年度開始前に事業計画書を提出させ、内容等を審査し承認することとしているが、年度途中での一時的なイベント等について、正式な計画変更の承認申請手続を経ていなかった。

今後は年度途中で、当初の事業計画書に記載のない業務内容の変更を行う場合、事前に県に計画変更の承認申請書を提出させ、承認手続を行うこととした。

護摩壇山森林公園の管理棟では、平成23年度途中から利用者の利便性を考慮し食堂の運営を開始したが、事業計画書の記載がなされていなかった。

今後は、年度途中で当初の事業計画書に記載のない業務内容の変更を行う場合、事前に県に計画変更の承認申請書を提出させ、承認手続を行うこととした。

1つの指定管理施設のみの会計においては、収支が赤字になる場合、年度途中で財団会計からの繰入れを行う必要があり、財団へ繰り入れた時点で収支計算書に記載すべきである。指定管理者は複数の施設を指定管理している団体であり、年度終了と同時に利益が発生した場合は財団会計に繰入れを行った上で事業報告書を作成しているため、収支計算書の支出科目に「財団会計への繰入れ」があることは問題ないと考えるが、「その他の経費」の中に含まれ、実際に支出したように見えることは問題があった。

このため年度終了後に入手する事業報告書中の収支計算書において、「その他の経費」の項目を無くし、詳細に記載するよう改善し、財団会計へ繰り入れる収益が把

に「財団会計への繰入」16,762千円が入っており、収支計算書の「その他の経費」の中には、実際に支出していない金額が計上されていることになる。「和歌山県体力開発センター運営管理に関する基本協定書」によると、指定管理業務の実施による剰余金はインセンティブとして指定管理者の利益とすることとされている。そのため「収支計算書」上は収支差額として計上したうえで、指定管理者の利益として処理することが適切である。

このように、現状の収支計算書では、実際に支出されていない金額が支出されたように読み取れる記載となっており、指定管理業務の実態を把握するための資料として適切ではない。

県は、「和歌山県体力開発センター運営管理に関する基本協定書」を前提とした正確な収支計算書を入力し、指定管理業務の実態を適切にモニタリングする必要がある。

② 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第97条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。

13. 和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の運営管理に関する年度協定 (P90 指摘⑮) 【生涯学習局スポーツ課】

① 収支計算書の正確な記載について

上記12と同様、当契約においても、収支計算書の「その他の経費」の中には、実際に支出していない金額が計上されており、指定管理業務の実態を把握するための資料として適切ではない。正確な収支計算書を入力し、指定管理業務の実態を適切にモニタリングする必要がある。

ただし、当指定管理事業においては、剰余金の使途が制限されていることから、収支差額については「財団会計への繰入」ではなく「次期繰越」として取り扱うことが適切である。

② 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第97条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。

14. 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホール運営管理に関する協定 (P92 指摘⑯) 【生涯学習局スポーツ課】

① 収支計算書の正確な記載について

上記12と同様、当契約においても、収支計算書の「その他の経費」の中には、実際に支出していない金額が計上されており、指定管理業務の実態を把握するための資料として適切ではない。正確な収支計算書を入力し、指定管理業務の実態を適切にモニタリングする必要がある。

② 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第97条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認

握できる収支計算書を収受することとした。

検査調書については、和歌山県財務規則第97条に基づき作成し、今後適正に履行確認を行う。

現在の協定書において、指定管理の実施による剰余金は収入インセンティブとして、指定管理者の利益とすることとなっている。年度終了後に入手する事業報告書中の収支計算書において、「その他の経費」の項目を無くし、詳細に記載するよう改善し、財団会計へ繰り入れる収益が把握できる収支計算書を収受することとした。

検査調書については、和歌山県財務規則第97条に基づき作成し、今後適正に履行確認を行う。

年度終了後に入手する事業報告書中の収支計算書において、「その他の経費」の項目を無くし、詳細に記載するよう改善し、財団会計へ繰り入れる収益が把握できる収支計算書を収受することとした。

検査調書については、和歌山県財務規則第97条に基づき作成し、今後適正に履行確認を行う。

を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。

20. 和歌山県民文化会館の本館維持管理業務 (P102 指摘⑩) 【企画政策局文化国際課】

① 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第97条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。なお、当契約は委託料を前金払するものであり、検査調書が作成されたとしても、支払を行う会計課には回付される仕組みとはなっていない。後払いのケースでは、会計課が支払を行う前提として委託契約の履行確認が完了していることを検査調書により確認を行っているが、前金払のケースではそのような回付の仕組みがないため、委託契約の履行確認が完了していることを会計課が確認する機会がない。

事後的にはあるが、支払の妥当性を会計課が確認できるように、前金払のケースにおいても検査調書を会計課に回付するよう仕組みを変更する必要がある。

【3】情報システムに関する契約事務

6. 和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借 (P115 指摘⑪) 【企画政策局情報政策課】

① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について

県では、情報システムの調達業務の基本的な考え方や事務手順を可視化し標準化・明確化することの必要性から、平成19年3月に「情報システム調達ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定している。当「ガイドライン」は、調達に先立っての現状分析の実施、適切な企画設計の実施、運用後の評価の実施等、一般的に情報システム調達に重要とされるプロセスへの対応を明確に示したものとなっているが、平成19年度の策定以後現在に至るまで、適切に運用がなされていない状況となっている。

当契約においても、「ガイドライン」策定後の導入事例であるにもかかわらず、「ガイドライン」で要求されている所定の資料等は作成されていない。別途定められている「システム導入事前協議要領」に基づく事前協議の過程で、現状分析の実施や費用対効果の事前検証は実施されているが、「ガイドライン」で要求されている所定の資料は作成されておらず、「ガイドライン」に従った事後的な評価等は行われていない。

「ガイドライン」の周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであるが、早急に、現在県が管理する情報システムについて、「ガイドライン」に要求される関連資料を整備し、その状況をモニタリングする必要がある。

7. 行政事務支援システム (職員ポータル等) 仕様変更委託業務 (P116 指摘⑫) 【企画政策局情報政策課】

① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について

県では、情報システムの調達業務の基本的な考え方や事務手順を可視化し標準化・明確化するこ

前金払については、和歌山県財務規則の遵守徹底を行い、適正な処理に努め、履行確認を確実に実施するため、検査調書を作成するよう改めた。

なお、委託料の全額を前金払するケースについては、委託契約の履行確認後に検査調書を会計課に回付し、その確認を受けるようにした。

平成25年度において、「情報システム調達ガイドライン」に基づき所定の資料を整備するとともに、システム構築目的の達成状況等事後評価を行った。

次回調達においては、本評価結果を基に、より適切なものとする。

平成25年度において、「情報システム調達ガイドライン」に基づき所定の資料を整備するとともに、システム

との必要性から、平成19年3月に「情報システム調達ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定している。当「ガイドライン」は、調達に先立っての現状分析の実施、適切な企画設計の実施、運用後の評価の実施等、一般的に情報システム調達に重要とされるプロセスへの対応を明確に示したものとなっているが、平成19年度の策定以後現在に至るまで、適切に運用がなされていない状況となっている。

当契約においても、「ガイドライン」策定後の導入事例であるにもかかわらず、「ガイドライン」で要求されている所定の資料等は作成されていない。別途定められている「システム導入事前協議要領」に基づく事前協議の過程で、現状分析の実施や費用対効果の事前検証は実施されているが、「ガイドライン」で要求されている所定の資料は作成されておらず、「ガイドライン」に従った事後的な評価等は行われていない。

「ガイドライン」の周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであるが、早急に、現在県が管理する情報システムについて、「ガイドライン」に要求される関連資料を整備し、その状況をモニタリングする必要がある。

8. 情報交流センター情報システム構築・運用保守委託及びサーバ等の賃貸借 (P118 指摘②) 【企画政策局情報政策課】

① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について

県では、情報システムの調達業務の基本的な考え方や事務手順を可視化し標準化・明確化することの必要性から、平成19年3月に「情報システム調達ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定している。当「ガイドライン」は、調達に先立っての現状分析の実施、適切な企画設計の実施、運用後の評価の実施等、一般的に情報システム調達に重要とされるプロセスへの対応を明確に示したものとなっているが、平成19年度の策定以後現在に至るまで、適切に運用がなされていない状況となっている。

当契約においても、「ガイドライン」策定後の導入事例であるにもかかわらず、「ガイドライン」で要求されている所定の資料等は作成されていない。別途定められている「システム導入事前協議要領」に基づく事前協議の過程で、現状分析の実施や費用対効果の事前検証は実施されているが、「ガイドライン」で要求されている所定の資料は作成されておらず、「ガイドライン」に従った事後的な評価等は行われていない。

「ガイドライン」の周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであるが、早急に、現在県が管理する情報システムについて、「ガイドライン」に要求される関連資料を整備し、その状況をモニタリングする必要がある。

【4】その他の契約事務

9. きのくに医・科学サポート事業業務委託 (P129 指摘②) 【生涯学習局スポーツ課】

① 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第97条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成

構築目的の達成状況等事後評価を行った。

次回調達においては、本評価結果を基に、より適切なものとする。

平成25年度において、「情報システム調達ガイドライン」に基づき所定の資料を整備するとともに、システム構築目的の達成状況等事後評価を行った。

次回調達においては、本評価結果を基に、より適切なものとする。

検査調書については、和歌山県財務規則第97条に基づき作成し、今後適正に履行確認を行う。



しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。

11. 文化振興事業委託業務 (P131 指摘②) 【企画政策局文化国際課】

① 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第97条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。なお、当契約は委託料を前金払するものであり、検査調書が作成されたとしても、支払を行う会計課には回付される仕組みとはなっていない。後払いのケースでは、会計課が支払を行う前提として委託契約の履行確認が完了していることを検査調書により確認を行っているが、前金払のケースではそのような回付の仕組みがないため、委託契約の履行確認が完了していることを会計課が確認する機会がない。

事後的にはあるが、支払の妥当性を会計課が確認できるように、前金払のケースにおいても検査調書を会計課に回付するよう仕組みを変更する必要がある。

前金払については、和歌山県財務規則の遵守徹底を行い、適正な処理に努め、履行確認を確実に実施するため、検査調書を作成するよう改めた。

なお、委託料の全額を前金払するケースについては、委託契約の履行確認後に検査調書を会計課に回付し、その確認を受けるようにした。

正 誤

正 誤

平成26年1月7日付け和歌山県報第2519号和歌山県告示第10号中

ページ	誤	正
5	下川向ノ坪1350番1	中川向ノ坪1350番1